

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

共	00	00	10	永年
---	----	----	----	----

宮本組第255号
平成18年3月29日
宮城県警察本部長

外国語特別訓練実施要綱の一部改正について（通達）

外国語特別訓練については、これまで「外国語特別訓練実施要綱の改正について（通達）」（平成16年4月1日付け宮本組第3号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、平成18年4月1日付けの組織改編等に伴い、旧通達を別添のとおり改正し、平成18年4月1日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本通達の施行に伴い、旧通達は廃止する。

別添

外国語特別訓練実施要綱

1 要綱の目的

この要綱は、警察職員の語学力を高め、国際犯罪対策等の警察事象への的確な対応策としての外国語特別訓練（以下「語学特練」という。）を効果的に推進するための必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

- (1) この要綱において、語学特練とは、英語、韓国語、北京語その他必要と認められる言語の特別訓練をいう。
- (2) この要綱において、特別訓練員（以下「特練員」という。）とは、委員長が語学特練を必要と認め、指定した者をいう。

3 外国語特別訓練推進委員会の設置

警察本部に外国語特別訓練推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

4 委員会の任務

委員会は、語学特練の効果的な推進を図るため、総合的な対策について協議及び検討するとともに、必要な調査及び研究を行う。

5 委員会の構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次表に掲げる者をもって充てる。

委員長	警察本部長
副委員長	刑事部長
委員	総務部長
	警務部長
	生活安全部長
	地域部長
	交通部長
	警備部長
	警務部参事官兼首席監察官
	警察学校長
	刑事部組織犯罪対策局長（以下「組織犯罪対策局長」という。）
	その他委員長の指名する者

6 委員会の運営

- (1) 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- (2) 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

7 特別訓練部（以下「特練部」という。）の設置等

- (1) 委員会の下に特練部を置き、特練部は、部長、副部長及び特練員をもって構成し、部長には組織犯罪対策局長を、副部長には刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課長及び警務部教養課長をもって充てる。
- (2) 特練部は、語学特練の効果的な推進を図るため、訓練計画の策定、資料収集等のほか、必要な調査及び研究を行う。
- (3) 部長及び副部長は、語学特練の状況を視察し、指導及び助言に努めるものとする。

8 特練員の指定

委員長は、英語、韓国語、北京語その他必要と認められる言語の特練員を指定書（別記様式）により指定するものとする。

9 特練員の所属する所属長の配慮

特練員を有する所属長は、語学特練が効果的に推進されるよう配慮するものとする。

10 委員会等の事務

- (1) 委員会等の事務は、刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課において行う。
- (2) 警察署における事務は、警務課において行う。

指 定 書

所属

階級

氏名

外国語特別訓練実施要綱に基づき

特別訓練員(語) に指定する

年 月 日

外国語特別訓練推進委員会委員長

宮城県警察本部長

印